

答 申 書
(答申第156号)
平成25年2月5日

1 審査会の結論

異議申立人に対して行った個人情報開示変更決定処分のうち、〇〇〇記録用紙について、写しの交付ができないとして制限を付したことは妥当でない。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、異議申立人に係る初診からのカルテ及び診療結果記録全てである。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、診療録・相談録、診療情報提供書（平成〇〇年〇〇月〇〇日及び平成〇〇年〇〇月〇〇日）、乳幼児期（0－3歳）の社会性・言語・行動・興味に関する質問紙、ASQ子どもの社会性に関する調査票、ADHDRS-IV日本語版、チェックリスト（3）、AQ-J集計表、心理検査報告書及び〇〇〇記録用紙（以下「本件記録用紙」という。）を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、本件個人情報のうち、診療に使用した本件記録用紙については、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第3号に規定する非開示情報及び同項第10号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分を行った。

その後、実施機関は、本件個人情報を全て開示することに変更することとし、ただし、本件記録用紙については、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）の規定により写しの交付はできないとの制限（以下「本件制限」という。）を付して個人情報開示変更決定通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件制限を取り消し、本件記録用紙の写しの交付を求めていることから、本件処分に付した本件制限の妥当性について判断することとする。

(3) 本件制限の妥当性について

ア 法第21条では、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と規定されている。他方で、法第30条から第50条までの規定は、著作権の制限に関するものであり、これらの規定の中のいずれかの制限規定に該当する場合は、著作権侵害に当たらないとされている。本件に係るものとして、法第30条（私的使用のための複製）及び第42条の2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）の規定があり、これらの規定の該当性について、以下検討する。

イ 実施機関は、本件記録用紙に「本印刷物の内容、形式を無断で転載または複製すると著作権法に触れますのでご注意ください。」との記載があり、さらに、〇〇〇実施・採点マニュアルに、「著作権があるので(略)コピーしたり複製するときは(略)〇〇〇社の承認を得なければならない。」とあることから承認を得べく同社に照会したが、同社から、受検者本人や家族等への検査記録の交付については、著作権法や検査記録の適正管理の問題などから認められていないとして承認が得られなかったため、写しの交付はできない旨主張する。

ウ 法第30条では、著作物は、私的使用を目的とするときは、その使用する者が複製することができる旨規定されている。これは、「私的使用をする者が複製をする場合に限られ、私的使用をする者のために複製をする場合（例えば私的使用目的の複製の代行業）は含まれないが、本人と同一視できる補助者による複製は許される」（「著作権法」245頁7ないし9行目。中山信弘著 有斐閣 2007年初版）とされている。

また、法第42条の2では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）又は情報公開条例（以下「公開法等」という。）による開示のための著作物の利用について、公開法等に規定する方法により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができることとされている。これは、公開法等において、何人も開示請求をすることができることから、著作権が大きく侵害されることは明らかであるが、他方で、情報公開制度は、国民主権に基礎をおき、その目的が行政の公開性と説明責任にあり、その重要性に鑑みて、著作権に制限が設けられているものと解される。

その一方で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又は個人情報保護条例による開示のための著作物の利用については、法に特別の規定はない。

これらのことを総合的に勘案すると、条例において、自己に関する個人情報の開示請求をすることができることとされ、請求者は特定の個人に限られ、その使用目的も概ね私的使用と考えられることや、個人情報保護制度の目的が個人の権利利益の保護にあるという重要性に鑑みれば、条例による開示のための著作物の利用については、私的使用の目的の範囲内として、法第30条の規定が適用され、著作権が制限されるものとする。

本件について見るに、本件記録用紙には、異議申立人に係る検査・記録データが記載されており、その使用目的は、異議申立人の個人的な使用と想定されることから、私的使用の目的の範囲内であり、法第30条の規定が適用されるものと認められる。

したがって、個人情報の開示の実施については、条例第25条第1項の規定により、閲覧又は写しの交付により開示を行うものとされており、本件記録用紙の写しの交付ができると認められることから、本件処分に本件制限を付したことは妥当でないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年9月14日	○ 諮問書の受理（諮問番号419） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報開示変更決定通知書の写し、⑤個人情報一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成24年9月21日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号419） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成24年10月10日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成24年10月15日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人による意見陳述を実施 ○ 審議
平成24年11月12日 （第三部会）	○ 審議

平成24年12月7日 (第三部会)	○ 答申案骨子審議
平成24年12月14日 (第63回審査会)	○ 答申案審議
平成25年1月29日 (第64回審査会)	○ 答申案審議
平成25年2月5日	○ 答申